

独立行政法人国立健康・栄養研究所の平成22年度の業務実績の評価結果の主要な反映状況

1. 役員報酬・人事への反映について

役員報酬・人事への反映	平成23年度の役員報酬については、厚生労働省独立行政法人評価委員会における平成22年度業務実績評価や役員の業績を勘案し、昨年度と同水準としている。
-------------	---

2. 法人の業務運営又は予算概算要求への反映について

評価項目	平成22年度の評価における主な指摘事項	平成23年度若しくは24年度の業務運営への反映（予定含む。）又は平成24年度予算概算要求への反映状況
2.（2）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するための措置について		
①研究に関する事項について	○予算削減により若手研究者による創造的研究の実施が見送られた点については、今後の組織としての調査研究のすすめ方について工夫と再構築が望まれる。	若手研究者の研究能力の向上やその応用・発展的な展開を図るため、若手育成型の補助金及び助成事業における外部資金の獲得を推進している。

<p>②法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項について</p>	<p>○NR制度自体について、省内事業仕分けの結果を踏まえ、既存の資格取得者に不安や混乱が生じないように十分配慮しながら、第三者機関への移管について今後の展開と方針を明らかにすべきである。</p>	<p>NR制度の移管については、健栄研と一般社団法人日本臨床栄養協会との協議の結果、当該協会のサプリメントアドバイザー制度と統合する方式で当該協会に移管することとし、併せて平成27年7月に移管・統合を完了するプロセス等を取りまとめたところである。</p> <p>なお、移管に際しては、既存の資格取得者等に不安や混乱が生じないように、パブリックコメントの手続きを行い、その周知及び意見の募集に努めたところである。</p>
<p>2. (3) 財務内容の改善等について</p>		
<p>①外部資金その他の自己収入の増加に関する事項について</p>	<p>○過去の実績を踏まえた適切な目標額を設定し、外部資金獲得に向けたさらなる努力を期待する。</p> <p>○特許権を含む知的財産権の活用については、法人が研究成果を社会に還元させるため、どのように活用するかについて明確な方針を立て、それに沿った活用に努めるべきである。</p>	<p>外部研究資金の獲得については、過去の実績等を踏まえ、平成24年度は約84百万円を目標額としているところである。</p> <p>知的財産権のうち特許については、出願中の特許権を含め、外部コンサルタントの導入により費用対効果の検証を行うことで、真に必要なものについて十分な精査をすることとしている。</p>

<p>⑦事務事業の見直し等について</p>	<p>○特別用途食品に係る表示許可試験の手数料について、消費者庁の指示及び法改正を踏まえ、早急に進めるとともに、収去食品等の分析業務の標準化を進め、民間機関に開放できる環境を整えるため、法律所管の消費者庁と調整を進めるべきである。</p>	<p>表示許可試験に係る手数料の改正に当たっては、健康増進法施行令改正を要するものであり、所管省庁である消費者庁において、現行の手数料の積算根拠に係る情報の収集を行うとともに、健栄研から随時ヒアリングを行うなどして、用途毎の手数料額の積算の検討を進めているところである。</p> <p>また、収去食品の試験業務に係る民間の登録試験機関の導入に当たっては、健康増進法改正を要するものであり、所管省庁である消費者庁において、健栄研から随時ヒアリングを行いつつ、民間開放した場合の契約方法や収去からの流れ等について検討を進めているところである。</p>
-----------------------	---	---